

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による廃止の届出があったので、同条第 6 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 14 日

静岡市長 難波 喬司

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーもちづき西脇複合ビル店  
静岡市駿河区西脇字弥左衛門 11- 1 他
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
株式会社丸マ  
代表取締役 鍋田 正明  
静岡市駿河区中村町 89 番地
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,589㎡
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
958㎡
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
令和 8 年 4 月 16 日
- 6 届出年月日  
令和 8 年 3 月 30 日